

敦賀市小規模事業者特別資金融資のご案内

敦賀市産業経済部商工貿易振興課

敦賀市では、市内小規模事業者への円滑な金融をはかり、小規模事業者の振興を促進するため、低利な融資制度を設けています。

1. 融資を受けることができる方

- ①小規模事業者である方（常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の事業者）
- ②市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する法人で、市内にて1年以上事業を営んでいる方

上記いずれにもあてはまる、融資金の償還能力を有する方が対象となります。

<注意事項>

- 1) 融資申込時点において、市税を完納している方（※1）に限ります（納税確認を行います）。
 - 2) 許認可が必要な業種を営む場合は、既に許可を受けていること、もしくはその取得が確実である方に限ります（許認可証の写しを提出していただきます）。
- ※1:非課税者を含みますが、未申告の方については申告の上、納付が条件となります。

2. 融資の条件

（令和5年8月1日現在）

資金用途	運 転 資 金	設 備 資 金
	仕入や決済等経常運転に充当。	店舗の新改築や設備整備に充当。
融資限度額	1,250万円 （ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資限度額）との合計で1,250万円の範囲内）	
融資期間(据置期間)	7年以内(6ヶ月以内)	7年以内(6ヶ月以内)
	(併用の場合) 7年以内 1(6ヶ月以内)	
融資利率	1.20%以下 注)金融情勢により利率を改定しますので、融資実行の際の利率は上記と異なる場合があります。	
返済方法	原則、月割賦による元金均等返済。	
信用保証	保証協会の取り扱う敦賀市小規模事業者特別資金保証を付すること。 なお、保証料についてはその全額を敦賀市が補給します	
担保・連帯保証人	取扱金融機関・信用保証協会の定めるところによります。	
申込書類	①敦賀市小規模事業者特別資金融資申込書(様式第1号) ②小規模事業者であることが確認できるもの(事業概況等) ③許認可が必要な業種は許認可証の写し ④法人の場合は登記事項証明書の写し ⑤設備資金申し込みの場合は設備等の見積書の写し ⑥保証料補給にかかる事務委任状の写し ⑦借入金内訳表(借換の場合) ⑧その他市や取扱金融機関が必要に応じて求める書類(決算書等)	

<注意事項>

- 1) 事前に取扱金融機関による審査があります。
- 2) 設備等は市内に整備する場合があります。
- 3) 融資申込書は下記市内取扱金融機関、敦賀市役所商工貿易振興課にございます。
- 4) 平成31年度より借換が可能となりました。

詳しくは、市内取扱金融機関(福井銀行・北陸銀行・福邦銀行・敦賀信用金庫)各店または、敦賀市役所商工貿易振興課(TEL:0770-22-8122)までお問合せください。